自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

○　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令（平成二十六年政令第百六十六号）

改正案	現行
（通行禁止道路） 第二条　法第二条第十一号の政令で定める道路又はその部分は、次に掲げるものとする。 一　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八条第一項の道路標識等により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分（当該道路標識等により一定の条件（通行の日又は時間のみに係るものを除く。次号において同じ。）に該当する自動車に対象を限定して通行が禁止されているもの及び同号に掲げるものを除く。） 二～四　（略）	（通行禁止道路） 第二条　法第二条第八号の政令で定める道路又はその部分は、次に掲げるものとする。 一　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八条第一項の道路標識等により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分（当該道路標識等により一定の条件（通行の日又は時間のみに係るものを除く。次号において同じ。）に該当する自動車に対象を限定して通行が禁止されているもの及び次号に掲げるものを除く。） 二～四　（略）